

第1回宇宙法制小委員会 議事要旨

1. 日時：平成27年4月9日（木） 10：00－11：50
2. 場所：内閣府宇宙戦略室大会議室
3. 出席者
 - (1) 委員 鎌田座長、青木委員、宇賀委員、小塚委員、柴崎委員、下村委員、白井委員、中須賀委員、安岡委員
 - (2) 政府側 小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、内丸宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官
4. 議事要旨

事務局より委員紹介の後、鎌田座長より、座長代理として青木委員が指名された。

（1） 宇宙法制関連の現況説明及び今後の進め方

宇宙法制関連の現況及び今後の進め方について、資料3に基づいて事務局から説明を行った。

（2） 関係者からのヒアリング

宇宙活動法に関する要望事項について、関係者からヒアリングを行った。資料4に基づき三菱重工業株式会社から、資料5に基づき国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構から、資料6に基づきスカパーJSAT株式会社から、それぞれヒアリングを行った。

主な意見・質疑応答は以下の通り。

○三菱重工業株式会社からのヒアリング

- ・第三者損害賠償に関してどう考えるか、という質問に対し、事業者に責任集中とされた場合の不特定多数からの訴訟リスクへの懸念が示されたが、そもそも責任集中がなくても事業者は訴訟を提起されている可能性がある以上、責任集中を導入しなければ事業者が訴訟リスクに直面しないというものではない。
- ・軌道上に滞留するロケット上段等の軌道上損害リスクについてどうあるべきと考えるのかとの質問に対し、事業者から保険をかけている部分について、それ以上の損害が生じたときは公的機関が責任を担うのがよいのではないか等、保険を超えた第三者損害が発生した場合の国家補償の要望があった。
- ・JAXA が所有する射場の現状復旧費用等に関する事業者の負担について、使用する立場からどう考えるかとの質問に対し、現状は事業者が負担しており、負担は少ないほうが望ましいが、少なくとも現状と同じ枠組みであれば事業の継続は可能との回答があった。

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構からのヒアリング

- ・国の安全審査を JAXA が支援する場合と、射場管理者としての JAXA が関与する場合は、責任の在り方が異なるとの、委員からの指摘があった。
- ・JAXA が所有する射場の原状復帰費用等に関する事業者の負担について、管理する立場からどう考えるかとの質問に対し、現在は事業者に対して原状復帰費用等について一定額の負担を求めていたが、国際的な水準を参考としながら議論してほしいとの要望があった。

○スカパーJSATからのヒアリング

- ・人工衛星の運用に当たっては、新たな法制が整備されることで海外ロケットによる打上げ委託を行う際に既存の規制に加えて事業者の負担が増さないよう要望を受けた。宇宙通信用の周波数の調整に係る軌道位置の移動については、総務省からどのような監督を受けていたのかとの質問に対し、移動を移すこと自体について総務省の許認可が必要との回答があった。
- ・打ち上げ事業者を選択する際の基準について、どのような点を重視して選定するかとの質問に対し、いろいろな要素があるが、打ち上げ価格や打ち上げスロット等を総合的に判断しているとの回答があった。
- ・衛星オペレータとして打ち上げサービスの発注において、事故発生時に衛星事業者に責任が求償されないことが重要であるか、との質問に対し、当然の前提であるとの回答があった。
- ・打ち上げの際に事故が発生した場合、衛星事業者に第三者損害賠償が発生しない、という点についてはどのように担保しているのかとの質問に対し、打上げ事業者と契約に当たってその点を確認しているとの回答があった。
- ・静止軌道と低軌道では状況が異なっており、管理を変えるべきとの要望があった。

以上